



美原 3月号

第72号
平成24年(2012年)

人のうごき	
総人口	39,451人(7人減)
世帯数	14,181世帯(14世帯増)
人口密度	2,980人/㎢
面積	13.24㎢
平成24年2月1日推計()は前月比	

美原区広報 編集・発行:美原区役所企画総務課 ●〒587-8585 美原区黒山167-1 TEL363-9311 FAX362-7532 ●美原区ホームページ http://www.city.sakai.lg.jp/mihara/index.html



緑豊かな農地が広がる美原区では、毎月第2・4土曜日に美原朝市が行われるなど農業でつながるまちづくりが進んでいます。現在、区の魅力や特性を活かしたまちづくりのため、美原区の農業資源や古代米を活用したまちおこし、特産品開発に、市民の皆さんのパワーを借りて取り組んでいます。

古代米を使ったレシピを掲載しています

1月25日に開催された古代米料理教室では、簡単にご家庭で料理できる12種類のメニューを作りました。美原区ホームページ内のレシピのページ(htt

美原区 古代米プロジェクト

http://www.city.sakai.lg.jp/mihara/kodaimai_recipe.html)に作り方を掲載しましたので、皆さんもご家庭で料理してみてください。

古代米販売中

美原区で栽培した古代米を美原朝市やハーベストの丘などで販売しています。白米に混ぜるだけでできる、かわいらしいピンク色になる古代米のご飯を、ひな祭りのおすしやお祝いのご飯とし

て食べてみませんか。なお、みはら歴史博物館内のレストラン「museum café 風遊(ふうり)」(☎362-0002)では、古代米の販売にあわせ古代米カレーなども販売しています。

特産品開発の取り組み

古代米を使った特産品作りに協力いただけるお店を募集しています。試作用の古代米も用意していますので、ご相談ください。

☎美原区役所企画総務課(☎363-9311 FAX362-7532)へ。



美原朝市

美原朝市では、農家の方が食べるために作っている野菜を、地元の人に直接販売しています。旬の野菜のおいしさを味わってください。

毎月第2・4土曜日、午前10時～正午(売り切れ次第終了)、美原区役所東側エントランスで開催しています。今月は10・24日に開催します。

3月24日農芸高校が出品
美原区内にある農芸高校【写真】の生徒たちが栽培している野菜などを販売

します。当日は、元気な生徒たちが野菜を直接販売します。ぜひ、お越しください。

☎美原朝市運営委員会(☎362-0008)か美原区役所企画総務課(☎363-9311 FAX362-7532)へ。



美原区域の下水道使用料

平成17年2月の合併以来、美原区(旧美原町)域の下水道使用料は、堺市制度と異なる料金制度を適用しています。合併時の取り決めでは、平成22年3月31日を限度に堺市の制度に統一するとしていましたが、お客さまの急激な負担増加を軽減するため、統一期限を2年延長し、段階的に統一する経過措置を設けることで、現在も異なる料金制度を適用しているものです。

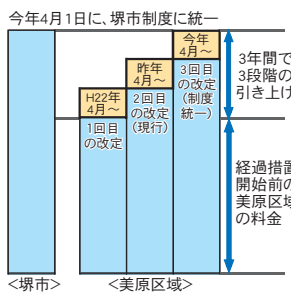
この経過措置は、今年3月31日で終了するため、4月1日検針分以降、美原区域の下水道使用料は、堺市制度に統一されることとなります。

経過措置の概要

美原区域の下水道使用料については、平成22年4月に検針した分から3回に分けて段階的に引き上げ、今年4月に堺市制度に統一することとしたものです(下図参照)。

美原区域の料金単価表(1カ月分の税抜額)

従量料金の適用区分	現行	4月から
基本料金	670	715
1㎡～10㎡	35	50
11㎡～20㎡	140	140
21㎡～30㎡	160	200
31㎡～50㎡	185	210
51㎡～100㎡	220	270
101㎡～500㎡	290	335
501㎡～1,000㎡	325	360
1,001㎡～	330	395



下水道使用料の計算例(2カ月分)
一般家庭の標準的な使用水量(40㎡)で計算すると次のようになります。

<<4月検針分から>>		<基本料金(2カ月分)>=	
(使用区分※)	(改定単価)		1,430(円)
<従量料金> 1～20㎡ ⇒ [50(円/㎡)] × 20㎡ = 1,000(円)			
21～40㎡ ⇒ [140(円/㎡)] × 20㎡ = 2,800(円)			
※2カ月検針での下水道使用料は、使用区分を2倍にして計算します。			3,800(円)
(基本料金)	(従量料金)	(消費税)	
<合計> [1,430(円) + 3,800(円)] × 1.05 =			5,491(円)

下水道使用料の推移(2カ月分の税込額)

使用水量(㎡)	下水道使用料			水道料金	【上下合計】 4月検針分 から
	現行	⇒ (増加額)	4月検針分 から		
20	2,142	409	2,551	2,205	4,756
30	3,612	409	4,021	3,517	7,538
40	5,082	409	5,491	4,830	10,321
50	6,762	829	7,591	6,772	14,363
60	8,442	1,249	9,691	8,715	18,406
70	10,384	1,512	11,896	11,130	23,026
80	12,327	1,774	14,101	13,545	27,646

詳しくは、上下水道局ホームページ(http://water.city.sakai.lg.jp/)でご覧になります。
☎上下水道局経営企画課(☎250-9227 FAX250-6600)へ。

羽曳野・堺労働基準監督署 管轄区域が変わります

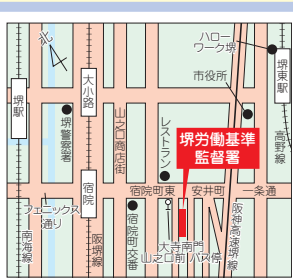
4月1日から美原区を管轄する労働基準監督署が堺労働基準監督署に変更されます。今回の管轄変更に関して行っていた特別な手続きはありません。

同日以降、美原区の事業場の皆様の各種届出などは、堺労働基準監督署へ提出してください。ご理解とご協力をお願いいたします。

美原区の事業場を管轄する労働基準監督署

平成24年3月31日まで
羽曳野 労働基準監督署
〒583-0857 羽曳野市誉田 3-15-17
☎072-956-7161 FAX072-956-7163

平成24年4月1日から
堺 労働基準監督署【地図】
〒590-0955 堺区宿院町東3丁2-23
☎238-6361 FAX222-6602



☎各労働基準監督署が雇用推進課(☎228-7404 FAX228-8816)へ。

原池公園事務所美原分室を統合

4月1日から、原池公園事務所美原分室を原池公園事務所に統合します。美原区域内の公園の維持、管理、補修などは原池公園事務所(中区八田寺

町320 ☎276-6818 FAX279-9711)へお問い合わせください。
☎公園監理課(☎228-7824 FAX228-1336)へ。

- 市民課 ☎363-9313 FAX363-1586
- 保険年金課 ☎363-9314 FAX363-0020
- 美原市税事務所 課税担当: ☎363-9317 FAX361-1889 納税担当: ☎363-9318 FAX361-1889
- 地域福祉課 ☎363-9316 FAX362-0767
- 生活援護課 ☎363-9315 FAX362-0767
- 企画総務課 ☎363-9311 FAX362-7532 (美原区選挙管理委員会事務局)
- 自治推進課 ☎363-9312 FAX361-1817
- 美原保健センター (美原区黒山 728-11) ☎362-8681 FAX362-8676
- 美原地域包括支援センター ☎361-1950 FAX361-1960
- 社会福祉協議会美原区事務所 ☎369-2040 FAX369-2060

- 北部地域整備事務所(道路の維持、補修工事など) ☎258-6782 FAX258-6843
- 美原下水道管理事務所 ☎362-1821 FAX362-1822
- 原池公園事務所美原分室 ☎361-2487 FAX362-3729

モバイル美原区 Web



■粗大ごみ受付センター ☎0120-00-8400 / 携帯電話からは ☎06-6485-5048